

(別添 3) 令和3～4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

総合研究報告書

公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)

研究代表者 山田篤裕 慶應義塾大学経済学部 教授

研究要旨

本研究は、次期制度改正の中で公的年金制度における所得保障の仕組み、所得再分配機能の在り方の検討に資する基礎資料を提供するため、大規模統計の再集計や海外制度・実務の情報収集を行い、年金制度に関する個別論点を整理することを目的とする。

主要な知見として、等価可処分所得の中央値は低下し、資産貧困率は低・中所得層で上昇し、生活水準は低下している可能性があること、氷河期世代の可処分所得格差は相対的に拡大していること、家族扶養による貧困削減効果が衰え、高齢者の所得構成における同居世帯員の勤労所得の比率低下と公的年金・恩給の比率は増大したが、公的年金による貧困削減効果も頭打ちになった結果、高齢死別女性の貧困率が上昇し、男女間の貧困率のギャップが拡大していること、部分繰下げ受給可能な高齢者は 5 割近く存在するが、継続就業・繰下げによる貧困削減効果は限定的であること、在宅障害者に対する公的年金や公的手当が所得保障機能を十分に担っているとは言い難いこと、精神障害者の賃金に最低賃金引上げは直接的な影響を与えている可能性があること、厚生年金 2 級・3 級の障害年金額の引き上げは精神障害を伴う障害年金受給者の就労率低下を伴う可能性があること、精神障害・知的障害の年金受給者の増加に伴い障害年金に期待される所得保障の役割が変化してきていること、そのための障害厚生年金の被保険者要件見直しの方向性案、独・仏・瑞における障害年金の位置付けによる示唆、遺族年金受給者には子が多いほど就業率が低いという一般的な傾向が当てはまらないこと、中高齢寡婦加算に就労抑制効果がある可能性は低いこと、遺族年金制度の見直しの方向性、等が明らかになった。

また年金局の保有する「匿名年金情報」を用いた一連の分析では、2000 年代後半以降の男性での労働所得階級間移動の低下、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)で厚生年金保険料の納付済期間 10 年以上は 2 割強、20 年以上は 1 割弱存在すること、老齢年金の受給資格期間短縮に伴う未納率低下の緩和傾向、過去 2 年間に免除・猶予・未納期間がある者の割合は第 1 号被保険者の半数を占めていたこと、国民年金保険料未納の動向に景気動向・制度変更という外生要因による免除・猶予適用状況が大きく作用していること等が明らかになった。

研究分担者：

百瀬優 流通経済大学教授
永野仁美 上智大学教授
四方理人 関西学院大学准教授
田中聡一郎 駒澤大学准教授
大津唯 埼玉大学准教授
藤井麻由 北海道教育大学講師
渡辺久里子 国立社会保障・人口問題研究所第1室長（～令和3年度）／神奈川大学助教（令和4年度～）

研究協力者：

中野妙子 名古屋大学法学部教授
福島 豪 関西大学法学部教授
稲垣誠一 年金シニアプラン総合研究機構主任研究員
荒木宏子 慶應義塾大学訪問研究員

A. 研究目的

公的年金制度がその制度目的を適切に果たすには、社会保険としての適当な設計を保ちつつ、国民の生活、就労、疾病、家族の在り方、その他社会情勢の変化を適時に反映し、適切な保障内容と所得再分配機能の維持を図ることが望ましい。

本研究では、①老齢年金制度については、国民年金・厚生年金両制度の加入者の属性・所得水準、受給者の生活における公的年金給付の位置づけ等の経時的变化を明らかにすること、②障害年金制度については、障害者の生活・就労状況、および海外の制度・実務を明らかにすること、③遺族年金制度については、遺族年金の受給者以外も含め、配偶者や親と死別・離別した者の所得・消費・就労状況を明らかにすること、を目的とする。また、年金局の保有する「匿名年金情報」の活用可

能性を探ることも目的としている。

B. 研究方法

総務省「全国消費実態調査」「全国家計構造調査」「全国単身世帯収支実態調査」「労働力調査」、厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」「老齢年金受給者実態調査」「障害年金受給者実態調査」「遺族年金受給者実態調査」「全国ひとり親世帯等調査」「国民生活基礎調査」「所得再分配調査」「生活のしづらさなどに関する調査」「国民年金被保険者実態調査」等の大規模統計の調査票情報を活用し、研究を行った。委託先（みずほリサーチ&テクノロジーズ）に一部データの整備を依頼し、その他の研究者は整備されたデータを用い、計量経済学的手法で分析した。

また「匿名年金情報」のデータ解析には、National Data Base を扱う場合と同等の高度なセキュリティ環境を求められたことから、同委託先を通じ当該環境を整備し、そのセキュリティ上の妥当性を監査実施機関により確認した。

2年間の研究期間の中、1年目（令和3年度）は、公的年金の所得保障機能の前提条件となる（1-1）家計の金融資産・負債と所得分配について把握した上、（1-2）老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性、（1-3）離死別女性の貧困と公的年金制度、（1-4）遺族年金の見直しの方向性、（1-5）障害年金受給者の動向と実態、（1-6）遺族年

金受給者の就業選択、(1-7)年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響、(1-8)フランスにおける障害者所得保障制度、等について分析した。

2年目(令和4年度)以降は、(2-1)現行の障害年金および遺族年金の課題とその改革の方向性、(2-2)ドイツ・フランス・スウェーデンにおける障害者所得保障制度、(2-3)就職氷河期世代の所得格差、(2-4)高齢者の所得格差の要因分解、(2-5)中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響、(2-6)精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化、(2-7)精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準およびその就労率への影響、(2-8)労働所得階級間移動性の変化、(2-9)障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)の厚生年金保険料納付済期間の把握、(2-10)国民年金保険料の免除・猶予・納付状況の把握、(2-11)老齢年金の受給資格期間短縮に伴う保険料納付状況への影響、(2-12)免除・猶予制度の変更が国民年金保険料納付状況に与える影響の各テーマについて分析した。

計量経済学的手法を用いた分析において特に、(2-3)ではコホート別にみた相対所得やジニ係数の推計、(2-4)では Shorrocks(1982)の手法にならった所得格差全体に与える各所得要素別の寄与度分解、(2-5)では遺族厚生年金の中高齢寡婦加算制度による回帰不連続デザイン(regression discontinuity design)、

(2-6)では Blinder–Oaxaca 分解、(2-7)では生活水準法(Standard of Living 法)、(2-8)では Shorrocks(1978)による移動性指標・硬直性指標や 2 時点間の収入の順位相関に基づく検討、(2-9)では障害年金基礎のみの受給者と障害厚生年金受給者との比較のための Logit モデル、(2-11)では線形確率関数に基づく固定効果モデルや Logit モデルを用いた DID (差の差)分析を実施した。

なお(2-8)～(2-12)の研究はいずれも年金局の保有する「匿名年金情報」を使用した分析である。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計調査票情報の 2 次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう、結果数値の標本数が 1 又は 2 となる場合に秘匿するなどの処理のうえで分析を行った。

C. 研究結果

1年目研究テーマ(C1)

C1-1. 家計の金融資産・負債と所得分配

2004年と2016年の「国民生活基礎調査」に基づく、総世帯の平均貯蓄現在高は減少しており、また貯蓄ゼロ世帯の割合も増加している。所得階層別の人口割合を見てみると、同期間(2003年から2015年)において、高所得層の人口割合は1割、中間層の人口割合6割、低所得層の人口割合3割で安定していた。しかし、低・中所得層では資産貧困率が上昇し

ていた。

C1-2. 老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性

厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」の個票に基づくと、就労機会や取り崩せる貯蓄額に恵まれた人々ほど繰下げ受給を選択しやすい。また、公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について、部分的にでも繰下げ可能と仮定した場合、65-79歳の4-6割は繰下げ可能である。本人か配偶者に就労収入がある高齢者は65-79歳の老齢年金受給者の約半数を占め、その中、就労収入途絶に伴う貧困リスクがあるのは1割程である。こうした就労収入途絶に伴う貧困リスクがある人々の中、65歳以降、部分的にでも繰下げしていたならば、2-3割が貧困リスクを回避可能であった。

C1-3. 離死別女性の貧困と公的年金制度

死別高齢女性にとって、遺族年金による貧困削減効果は、1990年代から2000年代にかけて強まったが、それ以上に家族扶養による貧困削減効果が弱まったため、結果的に貧困率は上昇した。そして2010年代には死別女性本人の公的年金による貧困削減効果が頭打ちになったため、貧困率は上昇した。その結果、高齢者における貧困率の男女ギャップも拡大した。現役世代の死別女性についても、公的年金による貧困削減効果は、1990年代後半

以降から2000年代前半に強まったが、同時期、家族扶養による貧困削減効果が弱まったため、1985年から2015年にかけて貧困率は低下していない。

C1-4. 遺族年金の見直しの方向性

寡婦年金は、①夫の保険料掛け捨て防止、②60代前半の寡婦に対する所得保障の2つの趣旨を有する。ただし、創設過程を踏まえれば、両者は並列ではなく、①が主であり、②が従であり、妻の保険料に基づいて支給される母子年金の受給者が失権後に寡婦年金を受給できたとしても、制度開始当初、①との矛盾はなかった。しかし、現在の遺族基礎年金は、母子年金とは異なり、夫の保険料に基づいて支給される。にもかかわらず、妻が両年金の受給要件を満たせる場合に、遺族基礎年金を受給した後、60代前半で寡婦年金を受給できるのは、①と矛盾する。また、遺族基礎年金を受給していた寡婦が、そうでない寡婦に比べて、②の必要性が特に高いとも言えない。

公的年金における子の加算については、1980年改正前まで、同様の趣旨を有する国家公務員の扶養手当(以下、扶養手当)に揃えられる形で水準の根拠を作ってきた。その後、1980年改正と1985年改正で、配偶者の加給額や改正前の加給額とのバランスという観点から子の加算額が決定されるようになった。第3子以降の加算額が極端に低いのは、かつての第3子以降の扶養手当の金額が極めて低く

設定されていたことに由来する。そして、その加算額が第1・2子の3分の1になっているのは、1985年改正前に、厚生年金の第1・2子の加給額(=改正後の第3子以降の加算額)が、配偶者の加給額(=改正後の第1・2子の加算額)の3分の1であったことが直接的理由である。そして、この3分の1は、1973年改正と1976年改正の前年において、第1・2子の扶養手当の金額が配偶者の扶養手当の3分の1であったという歴史的偶然に基づく。

旧国民年金の遺児年金は孤児年金としての性格が強く、被保険者である父又は母の死亡当時、その子と生計同一の母又は父がいる場合は、受給権が発生しなかった。一方で、父又は母の死亡当時、母又は父が生存していても、子と生計同一関係になれば、受給権は発生したが、その後、子が母又は父と生計を同一にするようになれば、失権となった。1985年改正で遺児年金も遺族基礎年金に移行したが、この失権規定が支給停止規定として引き継がれた結果、子に支給される遺族基礎年金は、生計を同じくする父又は母があるときに支給停止になった。

C1-5. 障害年金受給者の動向と実態

厚生労働省「障害年金受給者実態調査」に基づく、障害年金受給者数の2009年から2019年の増加は、国民年金2級の精神・知的障害受給者の増加で、ほぼ説明できる。その背景として、国民の主観的健康状態に大きな

変化が無いなか、精神・知的障害を有する人が増加していることが挙げられる。精神・知的障害の受給者の就労率は低く、就労していても常勤比率は低く、労働時間は短く、年間就労収入100万円未満が8割を占める。身体障害の受給者の就労状況との差はまだ大きい。精神・知的障害の受給者のいる世帯では、年間収入の低い世帯も多い。特に、精神障害の受給者で障害厚生年金3級や障害基礎年金のみを受給する単身者の5割弱～7割、知的障害に基づく受給者で単身・二人世帯の5割以上が貧困状態にある。障害年金受給者で生活保護を併給している割合は、精神障害の障害厚生年金3級や障害基礎年金2級のみを受給者では1割を超える。障害年金・生活保護併給率は、精神障害の厚生年金3級においては低下しているが、それ以外の障害等級や知的障害の受給者では、上昇傾向にある。また、併給率は、受給者の年齢が高いほど高く、65歳以上の精神障害の厚生年金3級の受給者の併給率は4分の1に達する。

C1-6. 遺族年金受給者の就業選択

厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」に基づく、30歳代前半から50歳代前半の遺族年金受給者の就業率は、80%台前半で、女性全体の就業率より10%ポイントも高い。しかし、その6割は非正規雇用、5割は週当たり労働時間が30時間未満である。また、非就業者を含む7割以上で年間就労収入は200万円を

下回る。死別時に40歳代以下であった場合、死別前から就業している人の9割以上が就業を継続し、死別前に非就業であった人の5割以上が新たに就業した。そのため、40歳代以下では死別前後で就業率は大幅に上昇した。65歳未満の遺族年金受給者が就業する確率は、「基礎年金+厚生年金」の受給者より「基礎年金のみ」の受給者の方が高い。また、子の人数が多いほど就業率は高く、遺族年金受給額が高いほど就業率は低い。さらに65歳未満の遺族年金受給者の死別前の就業率は、死別時に子がいた人の方が、子がいなかった人に比べ低かった。

C1-7. 年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響

厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」に基づくと、20歳～64歳の在宅障害者男女の未就労率は56%と高く、就労していても平均就労収入月額が15万円と低い水準にとどまる。個人属性(年齢、性別等)と障害程度を統御しても、障害年金等を含む社会保障給付額と一般就労率との間に負の相関があった。また、単身世帯の20歳以上の男女の消費貧困割合は34%～46%と高く、特に高齢世帯ほど高い。さらに、個人の基本属性と障害程度を統御しても、社会保障給付額と消費貧困率の間には負の相関があり、特に低消費世帯ほど、所得保障の受給額と消費支出額との間に強い正の相関がみられた。

C1-8. フランスにおける障害者所得保障制度

フランスの障害者所得保障制度は、①社会保険の仕組みを採用する「障害年金」と、②社会手当の形をとる「成人障害者手当(AAH)」とで構成されており、前者を後者が補足する関係がみられる。フランスの障害者には、最終的にはAAHによって最低所得保障がなされることを確認した。

2年目研究テーマ(C2)

C2-1. 現行の障害年金および遺族年金の課題とその改革の方向性

1 障害厚生年金の被保険者要件の見直し

日本の障害年金は、発病日、初診日、障害認定日のうち、初診日が保険事故の発生時点とされている。発病日については、その判断が技術的に難しいこと、障害認定日については、逆選択が生じる可能性があることが、保険事故の発生時点とされなかった理由である。

初診日が保険事故の発生時点とされているため、障害厚生年金では、初診日において厚生年金保険の被保険者であること(被保険者要件)が支給要件の1つとなっている。その結果として、①発病日が厚生年金保険の被保険者期間中にあったが、初診日が退職後(被保険者資格喪失後)になったケース、②厚生年金保険の被保険者であった者が、一時的な離職期間中や転職活動期間中などに傷病を負い、初診日がそれらの期間中になったケース、

③長期間にわたって厚生年金保険料を納付していたが、初診日が退職後(被保険者資格喪失後)になったケースなどで、障害厚生年金が支給されない。そのことが障害者の所得保障に格差や不利益を生んでいる可能性がある。

一方で、ドイツの一般年金保険の障害年金では、保険事故発生時に一般年金保険の被保険者であることが支給要件とはされていない。また、フランス、スウェーデンの制度では、保険事故の発生時に被保険者資格を有する場合に保険給付を行うことを原則としつつも、保険事故の発生が被保険者資格喪失後であっても、喪失後 1 年以内までであれば、保険給付の対象としている。

2 遺族年金の性格と現行制度の課題

遺族年金の理念を一言で表すのであれば、遺族に対する生活保障になるが、この給付が有する性格は 1 つではなく、①遺族の生活変化に対する一時的支援、②現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障、③高齢遺族に対する老齢年金の代替・補足、④死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承の 4 つに整理することができる。

日本の遺族基礎年金は、②の性格を有する一方で、③の性格を有していない。遺族厚生年金は、遺族が妻である場合、②の性格と③の性格を強く有するとともに、①の性格も部分的に有している。遺族が夫である場合、②の性格や③の性格は限定的であり、①の性格は考

慮されていない。また、かつての遺族厚生年金は④の性格が強かったが、現在は、その側面は弱くなっている。

このような遺族年金のあり方は固定的なものではなく、社会の変容にあわせて修正していくべきものと考えられる。とりわけ、遺族年金の見直しを迫る環境の変化として、①女性の労働力率の上昇や男女間賃金格差の縮小、②厚生年金保険料を納付する女性及び老齢厚生年金を受給する女性の増加、③世帯のあり方の多様化の三点が挙げられる。

以上のような環境の変化を踏まえれば、これからの遺族年金のあり方として、①遺族厚生年金の支給要件などに残る男女差を解消していく、②遺族配偶者の性別を問わずに、遺族の生活の立て直しを図るための一時的支援としての性格も重視する、③中長期的な所得保障という性格は、遺族配偶者に子がいる場合など、遺児のいる世帯に重点を置く、④高齢遺族に対する遺族厚生年金の支給方法を見直すという 4 つが考えられる。

C2-2. 独仏瑞における障害者所得保障制度

まず、ドイツでは、老齢年金と同じ枠組みの中で障害年金の支給がなされている。障害年金は、「被保険者の稼得能力の減退」に対する給付と位置付けられており、完全稼得能力減退及び一部稼得能力減退の場合に、支給される。障害年金を補足する社会扶助に属する仕組みとして、障害時基礎保障の仕組みも

存在している。

フランスでは、老齢年金ではなく、疾病保険の枠組みの中で障害年金の支給がなされている。障害年金は、ドイツと同様に、「労働・稼得能力の減退」に対する給付と位置付けられており、労働・稼得能力が3分の2以上減退している場合に支給される。ただし、障害者に対する所得保障の仕組みとしては、障害年金と並んで、社会扶助の仕組みである成人障害者手当(AAH)が重要な役割を果たしており、予算規模や受給者の規模は後者の方が大きい。

スウェーデンでも、疾病保険の枠組みの中で障害者に対する所得保障給付がなされている。19歳に達する年の7月から30歳未満を対象とする活動補償金と30歳から老齢年金の支給開始前まで支給される障害補償年金の2つからなり、これらは、独仏と同じく、「労働能力の低下」に対する給付として位置付けられている。そして、労働能力が4分の1以上低下した場合に、低下の程度に応じて設定された額の支給が行われる。スウェーデンのみに見られた特徴としては、居住に基づく給付によって、1つの制度の枠の中で、最低所得保障を行っていることを挙げることができる。

C2-3. 就職氷河期世代の所得格差

まず、労働所得については、氷河期世代の男性では、前の世代と比較して、就業率の低下により相対所得が低下し、世代内格差も大きくなっていった。そのうえ、就業している者の中

でも氷河期世代は前の世代より大きな労働所得の格差を経験した。逆に氷河期世代の女性においては、就業率の上昇を反映して、前の世代より労働所得が相対的に上昇し、世代内格差も縮小している。なお、労働所得を得ている者だけを対象とした場合、氷河期世代の男性の年齢別の労働所得が他の世代より低いわけではなかった。

世帯でみた等価可処分所得においては、男女ともに氷河期世代の相対所得の水準が他の世代と大きく異なるわけではない。その一方、等価可処分所得の氷河期世代の世代内格差は、男女ともに20代後半と30代後半において前後の世代より大きくなっている。

C2-4. 高齢者の所得格差の要因分解

国際比較からは、日本の高齢者の所得格差の主な特徴としては、OECD各国をみれば、高齢者の所得格差は総人口の所得格差よりも小さい国が多いが、日本の場合は必ずしもそうではなく、ジニ係数でみると所得格差は総人口と高齢者に大きな差がないこと(総人口:0.334、65歳超:0.339)、また高齢者の所得構成についても公的・私的職域移転所得の合計の割合は小さく、就労所得の割合は大きいという点が明らかになった。

また高齢者の所得格差の分析については、2004年から2016年の変動係数(所得格差指標)は大きな変化はなかった。2016年の寄与度分解の結果をみると、所得格差全体の

61.7%は 65 歳以上の勤労所得、所得格差の 43.5%は 65 歳未満の勤労所得に起因するものであった。また財産所得も所得格差全体に対して 9.1%の要因となっていた。

C2-5. 中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響

RDD による因果的効果の推定結果から、就労行動については、就労率、正規就労率、就労収入、週労働時間のいずれに対しても、遺族年金受給額の影響は観察されなかった。また、経済状況については、世帯収入、世帯支出、世帯貯蓄のいずれでみても、遺族年金受給額の増加による改善は見られなかった。したがって、今回の分析では、遺族年金受給額が受給者の就労行動や経済状況に大きな影響を与えていることは確認できなかった。

以上の結果は、年金受給前に被用者以外で就労していたサンプル(自営業等)を除いても、年金受給前に就労・非就労だったサンプルに分けても、最終学歴が大学・大学院以外のサンプルだけを用いても、遺族年金の受給期間が 5 年以下とそれ以上のサンプルに分けても変わらない。

C2-6. 精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化

2013 年から 2018 年の 5 年間で、採用前に障害が判明していた精神障害雇用者の賃金は統計的に有意に上昇していた。さらに、

Blinder-Oaxaca 分解によってこの賃金上昇の要因を検証したところ、地域別最低賃金の引上げ(構成変化)による影響が大きかったこと、また、相対的に障害程度の軽い精神障害 3 級の賃金率上昇(構造変化)もこれに寄与していたことを確認した。一方で、1,000 人以上規模企業では、この上昇を相殺するような賃金率の低下(構造変化)も確認した。

また 2011 年から 2016 年にかけて、精神保健福祉手帳取得者のうち各等級取得者の割合を推計したところ、3 級手帳取得者の比率が他の等級に比べ増加しており、この増加傾向は生産年齢人口でより顕著であった。

C2-7. 精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準およびその就労率への影響

主な知見は以下 5 点である。①精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は高く、2019 年時点で障害年金受給者全体と比較し 3~5%ポイントほど高く、とくに精神障害に基づく厚生年金 3 級の生活保護併給率は 12%に達する。

②精神障害に基づく障害年金受給者が身体障害等である場合と同じ生活保護非併給率になるため追加的に必要な障害年金額は 65 歳未満の厚生年金 2 級で 20%、同 3 級で 49%であり、65 歳以上やそれ以外の制度・障害等級では追加的に必要な障害年金額は確認できなかった。

③国民年金 2 級を基準として治療・療養・介助費用は、国民年金 1 級で 31%、厚生年金 1 級で 86% 多くかかる。国民年金 2 級と厚生年金 2 級との間に統計的に有意な差は見いだされなかった。

④精神障害である場合、身体障害等と比較し、65 歳未満の国民年金 1 級で 53%、65 歳以上の国民年金 2 級で 32%、治療・療養・介助費用が高い。これらの費用を賄えないため 65 歳以上の国民年金 1 級と 65 歳以上の国民年金 2 級の生活保護併給率が高い可能性も示唆された。

⑤65 歳未満で身体障害等の厚生年金 2 級・3 級では障害年金額と就労率との間に正の相関が観測される一方、精神障害では負の相関が観測された。精神障害に基づく障害年金受給者の年金額を身体障害等に基づく障害年金受給者と同じ生活保護受給率となるよう引き上げた場合、65 歳未満の精神障害に基づく厚生年金 2 級で 2%ポイント、同 3 級では 8%ポイント低下すると予測される。

C2-8. 厚生年金被保険者の労働所得階級間移動性の変化

1990 年代以降、厚生年金被保険者男性の労働所得格差が拡大する一方、同女性の労働所得格差は縮小した結果、労働者全体では労働所得格差は安定していた。

5 年ベースの移動性指標に基づく、1970 年代に労働所得階級間の移動性が低下し、そ

の後安定していたが、厚生年金被保険者男性では、2000 年代後半以降の移動性は低下傾向にある。

1 年後との労働所得の順位相関(労働所得階級が 1 年後も同じままに留まる度合い)は、安定的に推移してきたが、10 年後もしくは 15 年後との順位相関は 1990 年代にやや低下し、2000 年代に再度上昇した。このことから長期的な労働所得の移動性は低下傾向にある。特に 20 代後半の厚生年金被保険者男性では、10 年後だけでなく、5 年後や 1 年後との順位相関も近年上昇傾向にある。

C2-9. 障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)の厚生年金保険料納付済期間の把握

主な知見は以下 4 点ある。①障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)のうち、厚生年金保険料の納付済期間が 5 年以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生後 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 4 割前後、10 年以上ある割合は 2 割前後、20 年以上ある割合は 1 割弱であった。

②20 歳以降の期間のうち厚生年金保険料を納付した期間の割合である、厚年納付率が 3 分の 1 以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生後 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 2 割、2 分の 1 以上ある割合は 1 割、3 分の 2 以上ある割合は 4~5%であった。

③一定以上の厚生年金保険料納付実績がある場合、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権も有する確率は、年齢が1歳高くなる毎に2%前後低く、厚生年金保険料納付月数1か月長くなる毎に0.2%毎高く、肢体障害と比較して、精神障害、聴力・口腔、眼の障害等で10%から20%高く、障害等級2級と比較して、障害等級1級で6%から7%低かった。逆にいえば、さまざまな属性を統御すると、肢体障害者、脳血管疾患、中枢神経の疾患、脊柱の疾患、障害等級1級で障害基礎年金のみの受給権者となる確率が相対的に高かった。

④2015年度と比較して、2017年度から2020年度は、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権者となる確率が統計的に有意に7~11%高かった。2016年度については2015年度との統計的な有意差を確認できなかった。

C2-10. 国民年金保険料の免除・猶予・納付状況の把握

主な知見は以下3点ある。①過去2年間に保険料未納期間がある人は320万人で第1号被保険者全体の22%を占める。このうち、過去2年間の保険料が全て未納である人は104万人（第1号被保険者全体の7%）で、ここに第1号被保険者でなかった期間がある人や、一部の期間については保険料納付していた人を含めると213万人（同15%）であった。一方、過去2年間に保険料の未

納期間がありながら免除・猶予を受けた期間もあるという人も108万人（同8%）いた。この中には一部免除適用期間の未納、すなわち減額された保険料の未納者44万人（同3%）が含まれる。

②過去2年間に保険料の未納はなく、かつ何らかの免除・猶予の適用を受けた期間があるという人は、626万人（同44%）であった。これに過去2年間に保険料の未納期間と免除・猶予を受けた期間の両方がある人を加えると733万人で、第1号被保険者の51%を占める。

③過去2年間に保険料未納がある人の割合を年齢階級別にみると、25~34歳では3割前後で、20~24歳や高齢層に比べ高い。しかし人数ベースでみると、25~34歳の各歳未納者数はむしろ他の年齢層より低い。第1号被保険者全体の17%を占める20~22歳は、未納者全体の11%（37万人）を占めている。

C2-11. 老齢年金の受給資格期間短縮に伴う保険料納付状況への影響

主な知見は以下5点である。①「匿名年金情報」に基づく、制度改正時に30~49歳で、年金給付を受給するために達成可能な受給資格期間が25年未満である場合、未納率の相対的な低下速度は、期間短縮により毎月0.3%ポイント遅くなった可能性がある。ただし、50歳以上では同様の効果は観察されなかつ

た。

②「国民年金被保険者実態調査」に基づくと、本人の記憶する受給資格期間が10年以上25年未満かつ55～59歳の場合、期間短縮により1号期間滞納率を上昇させた可能性がある一方、未納率に関しての効果は正負混在していた。

③「年金の受給資格を得るために必要な資格期間が10年以上必要である」という制度理解があると、本人の記憶する受給資格期間が10年未満である場合、1号期間滞納率や今後の保険料納付を拒否する割合が相対的に高い一方、未納率に関してはそうした傾向を確認できなかった。

④さらに、55～59歳で本人の記憶する受給資格期間が10年未満あるいは25年未満である場合、期間短縮は今後の保険料納付を拒否する確率を低下させた可能性がある。

⑤その他に、世帯所得の代理変数である世帯消費額が高いほど、生命保険料・個人年金保険料納付額が高いほど、あるいは免除制度や保険料納付猶予制度に関する制度理解があると1号期間滞納率や未納率は相対的に低い傾向がある一方、雇用者(非正規雇用のみならず常用雇用を含む)の場合、1号滞納率や未納率は自営業者と比べ相対的に高い傾向にあること等、先行研究での知見も再確認された。

C2-12. 免除・猶予制度の変更が国民年金保

険料納付状況に与える影響

主な知見は以下2点である。①分析対象期間(2009年4月～2019年3月)の長期的傾向としては、いずれの生年度コホートにおいても国民年金保険料の未納の割合が大きく減少し、代わって全額免除の割合と納付の割合が上昇している。また、1981～90年度生まれのコホートと1991～2000年度生まれのコホートにおける納付猶予制度の割合は、2016年7月の対象拡大前の一時期を除いて、概ね10%前後で推移をしている。

②国民年金保険料の未納の割合の対前年同月差の推移は、全額免除の割合の対前年同月差の推移と強く連動しており、全額免除の適用状況が未納の動向に大きく影響している。また、2014年後半以降は納付の割合が前年の同じ月に比べて大幅に増加しており、この時期の未納の割合の低下は、全額免除よりも納付の割合の上昇の影響が大きい。加えて、2016年7月における納付猶予制度の対象拡大も、この時期の未納の割合の減少に大きく寄与している。

D. 考察

1年目研究テーマ(D1)

D1-1. 家計の金融資産・負債と所得分配

2003年から2015年の間、高所得層・中間層・低所得層の人口割合はほぼ一定であったが、同期間に等価可処分所得の中央値が下がっていることを勘案すると、生活水準は全般

的に低下している可能性がある。実際、金融資産に基づく家計の脆弱性を表す指標である資産貧困率は低・中所得層で上昇しており、それらの世帯では経済的な不安定や困窮が生じていることが懸念される。

D1-2. 老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性

第三号被保険者制度や遺族年金制度の恩恵を受けにくい単身女性の貧困率が将来的に上昇していくとの先行研究も踏まえると、未婚者や離別者で実際の繰下げ受給率が高いこと、高齢女性の就業率も趨勢的に上昇していることは、継続就業と繰下げによる、一定程度の貧困リスク軽減の可能性を示唆するものと考えられる。

D1-3. 離死別女性の貧困と公的年金制度

年金額の男女ギャップが縮小したにもかかわらず、死別高齢女性の貧困率が上昇したのは、1990年代から2000年代にかけては、死別高齢女性の単身化が主な理由である。また、2010年代では高齢者の貧困率の男女ギャップが縮小したのは、高齢男性の年金額低下が主な理由である。死別女性の年金額も低下傾向にあり、公的年金による貧困削減効果が相対的に弱まってきていると考えられる。

D1-4. 遺族年金の見直しの方向性

寡婦年金の目的を考慮した場合、妻が遺族

基礎年金を受給した場合には、寡婦年金を支給しないという規定を設ける必要がある。寡婦年金の存続そのものを見直すことも考えられる。抛制実施に対する合意形成が必要であった時期には、掛け捨てを防ぐ給付を設ける必要があったかもしれないが、それを現在でも維持する必要があるか否かは議論が分かれる。働き方や世帯構成が多様化する中、同じ第1号被保険者において、妻のいる男性の納付した保険料のみを、寡婦年金という形式の掛け捨て防止の対象とすることは、正当化が難しくなっている。また、高齢女性の就業率も上昇し、60代前半については、公的年金による所得保障の必要性が次第に低下していくと思われる。さらに、今後、基礎年金にかかわる保険料抛出期間の45年化を目指すのであれば、60代前半も被保険者期間となるため、寡婦年金の存在は、必然的に見直しを迫られよう。もし保険料納付意欲促進などの観点から掛け捨て防止が必要であるのならば、死亡一時金で一元的に対応する方向性も考えられる。

遺族基礎年金の子の加算については第3子以降で加算額が急減するが、加算額がかつて準拠していた扶養手当の金額は、現在、すべての子について同額である。さらに、1980年改正で、子の加算額は扶養手当を上回る水準に設定されたが、現在、第3子以降の加算額は、扶養手当の水準を下回っている。また、子が3人以上いる遺族基礎年金受給者は、子が2人の受給者に比べ、就業が制約される可能

性が高く、子が2人から3人以上になることで、生計費が増加する一方、就業収入を増やすことが難しく、加算額が低ければ、生活困窮に直面するリスクが高い。受給者実態や財政的影響なども踏まえ、第3子以降の加算額を引き上げる方向での検討が求められる。

子に支給される遺族基礎年金が生計を同じくする父又は母があるときに支給停止となる件については、現行規定では、離別父子(母子)世帯で父(母)が死亡し、その遺児を離婚した母(父)が引き取った際には、遺族基礎年金が支給停止となる。そのため、両親が離婚していなかった場合と比較して、離別世帯の遺児が年金制度上で大きな不利益を被る形になっている。また、遺児の場合、どのような環境で養育されるのかが特に重要であり、生存する親が遺児を引き取ることが最善となるケースもあり得る。年金制度が、それを妨げるような支給停止措置を取るべきではない。こうしたことから、離婚した元配偶者に引き取られた場合については、父又は母と生計同一であっても、子に遺族基礎年金を支給することが望ましいと考えられる。ただし、この見直しを認めた場合、他のケースも含めて、子に対する遺族基礎年金は、生計同一の父又は母がいたとしても支給せざるを得なくなると思われる。その是非が新たな論点として残される。

D1-5. 障害年金受給者の動向と実態について

人口高齢化とは独立に生じている、知的障害や精神障害者の増加に伴い、当面の間、障害年金受給者数は増加していくものと推測される。老齢年金と障害年金では、受給者が増加する理由が異なり、マクロ経済スライドによる給付水準の低下は障害年金受給者により深刻な影響を与える可能性がある。

精神・知的障害の場合、就労収入がない、あるいは、低い者が多いため、公的年金の役割がより大きいと考えられるが、障害厚生年金3級や障害基礎年金のみの場合、その年金額は高いとは言えない。結果として、特に精神障害・知的障害の単身者において、相対的貧困状態にある者が多いと考えられる。また、65歳以上では、精神障害の障害厚生年金3級受給者の4分の1、精神障害や知的障害の障害基礎年金2級のみ受給者の2割弱は生活保護を併給している。障害厚生年金3級の受給者は、65歳以降に老齢基礎年金+老齢厚生年金か障害厚生年金3級のどちらかを選択するが、現役期に相対的に豊かであった者ほど前者を選択して、3級の受給者から抜けていく。結果として、65歳以降も障害厚生年金3級を受給している者では、生活保護を併給する割合が高まると考えられる。

D1-6. 遺族年金受給者の就業選択

遺族年金受給者の就業選択は、遺族年金受給者の就業率が女性全体の就業率よりも高いというばかりではなく、女性の一般的な就業

選択と異なり、子がいるほど就業率が低いという一般的な傾向が当てはまらない点が特徴的と考えられる。

D1-7. 年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響

障害年金などの所得保障の受給額が上がるほど、一般就労に従事する確率が下がる可能性が示唆される。また障害年金などの所得保障は障害者世帯の経済厚生維持に寄与しており、特に低消費世帯ほどその重要性は高い傾向にあるが、障害者世帯の消費貧困率は高く、高齢の障害者世帯でも貯蓄の取り崩しにより必ずしも消費を平準化できていないことが示唆される。分析の限界として、因果関係を推定しているわけではないため、今回の推定結果にバイアスが生じている可能性は排除できない。それ以外にも、分析に使用する変数に一つでも欠測がある場合はサンプルから除外しており、多重代入法を採用し、今回の結果が欠測に対して一定程度頑健であることを確認する必要がある。

D1-8. フランスにおける障害者所得保障制度

フランスの障害年金の仕組みが、「労働・稼働能力の喪失」を保障するものとして制度設計されているのに対して、AAH は障害者に対する「最低所得保障給付」として制度設計されている。「障害」の捉え方や、認定方法はそれぞれ異なっている。もっとも、上述のように障害年

金等の他の給付を受給できない者には AAH が補足的に支給されることから、他に収入を持たない障害者(AAH が定義する障害者)が所得保障の面で何らの保障もない状況に置かれることはない。この点は、日本において無年金障害者の存在が課題とされていること(20歳以降に初診日のある障害者についてはこのリスクがある)に鑑みると、重要である。また、「労働・稼働能力の喪失」に対する給付である障害年金については言うまでもないが、AAH の支給に際して「就労」の状況が考慮される点も、社会保障による所得保障と就労との関係が必ずしも明確ではない日本の障害年金制度の課題を考えるうえで、参照に値する。

2年目研究テーマ(D2)

D2-1. 現行の障害年金および遺族年金の課題とその改革の方向性

1 障害厚生年金の被保険者要件の見直し
現行制度の問題点と諸外国の状況を踏まえれば、障害厚生年金の被保険者要件に関する見直しの方向性として、以下の2案が考えられる。いずれの案でも、障害厚生年金の支給に当たっては、現行の保険料納付要件や障害要件を満たすことを前提としている。

①案は、「厚生年金被保険者資格喪失後も、喪失後一定期間内に初診日がある場合は、被保険者要件を満たすものとして、障害厚生年金を支給する。」という方向性である。②案は、「厚生年金保険料を一定期間以上納付してい

れば、初診日が厚生年金被保険者資格喪失後であっても、被保険者要件を問わずに、障害厚生年金を支給する。」という方向性である。

ただし、保険事故の発生が被保険者期間から大きく外れている場合にまで、保険給付の対象とすることは困難であると考えられることから、基本的には、①案の方向性で、障害厚生年金の被保険者要件の見直しを検討すべきと思われる。

2 遺族年金の性格と現行制度の課題

遺族年金を取り巻く環境の変化を踏まえれば、現行の遺族年金の主な課題として、①遺族厚生年金の支給要件の男女差、②子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金の支給期間、③子のいる遺族配偶者に対する遺族年金のあり方、④生計維持要件、⑤高齢遺族に対する遺族年金の5つが挙げられる。

今後の方向性として、①については、現存する男女差を解消すること、②については、子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金を男女ともに有期給付とすること、③については、遺児に着目した中長期的な所得保障としての役割を今後も堅持すること、④については、収入要件以外での年金額の調整あるいは収入要件の廃止、⑤については、遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整方法の見直しなどが考えられる。

D2-2. 独仏瑞における障害者所得保障制度

ドイツ・フランス・スウェーデンの3か国に共通して、障害年金は「稼得・労働能力の減退」に対する給付と位置付けられていることが分かった。その帰結として、障害要件も「稼得・労働能力の減退」の観点から設定されている。この点は、障害年金における障害を「日常生活に対する制限」と捉える日本とは大きく異なっており、また、実際の障害認定が、日本では、機能障害をベースとする医学モデルに立脚してなされていることとも異なっている。

もともとドイツ・フランスにおける障害年金の仕組みは、稼得活動に従事している者の労働・稼得能力の低減に対する給付という性格を有し、あらゆる人を対象とする日本の基礎年金制度とは性格を異にする。ただ、日本の基礎年金制度に類似する仕組み(居住に基づく給付)を備えているスウェーデンにおいても、障害年金は「労働能力の低下」に対する給付として位置付けられている点は、注目される。

D2-3. 就職氷河期世代の所得格差

男性における就職氷河期世代の労働所得の水準の低さは、主に無業割合が高いことによると考えられる。その一方で、この世代の平均的な可処分所得が低いとは言えない。その理由は、未婚者が親との同居することで所得を維持していると考えられる。しかしながら、氷河期世代の可処分所得の格差は、その前後の世代よりも大きくなっている。その理由として、労働所得の変化だけではなく、

20 代後半では未婚化および親との同居の変化、そして、30 代後半では夫婦の所得の組合せの変化によると考えられる。

D2-4. 高齢者の所得格差の要因分解

所得格差全体に与える各所得要素の寄与度分解からは、高齢者の所得格差拡大要因としては勤労所得(65 歳以上、65 歳未満)、財産所得の寄与度が大きいことが明らかになった。依然として高齢者の所得格差を説明するものとしては勤労所得の影響が大きい、2010 年代に入ってから 65 歳以上の勤労所得の影響は大きくなっているのに対して、65 歳未満の勤労所得の影響は低下した点も特徴と考えられる。

D2-5. 中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響

日本の遺族年金は、裁定後、受給者の収入によって支給が打ち切られる、あるいは減額されることはない。そのため、例えば在職老齢年金や児童扶養手当のように、代替効果を通じて就労インセンティブを阻害するような制度設計とはなっていないが、今回の分析結果では、所得効果も観察されなかった。さらに、中高齢寡婦加算が受給世帯の経済状況を改善する効果も見いだすことはできなかった。

今回の分析で遺族年金受給額の因果的効果が確認されなかった要因としては、就労

収入や経済状況などの重要なアウトカムの情報が階級値でしか分からなかったことが挙げられる。そのため、実際には遺族年金受給額の因果的効果があるにもかかわらず、検出できなかった可能性がある。また、サンプル制約や RDD の性質上、今回の結果を、遺族年金受給者全体に当てはまるものとして一般化することはできない。

以上のような限界はあるが、就労率や正規就労率に対して遺族年金の影響が観察されなかったことは意味を持つだろう。これは、子どものいない単身の遺族女性の就労状況は、40 歳前後において、遺族年金受給額に大きく左右されないこと意味する。この結果は、仮に中高齢寡婦加算をなくす、あるいは年齢要件を引き上げるという見直しをしても、少なくとも受給者の就労に対する正の影響は限定的である。つまり就労が大幅に促進される可能性は低いことを示唆している。

D2-6. 精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化

精神障害者の賃金分布は知的障害者と同様に、かなり低い水準に偏っているため、最低賃金引上げが直接的な影響を与えた可能性が示唆される。

また、従来、困難を抱えながらも一般枠で就労していた、あるいは就労を目指していた、相対的に軽度の精神障害を抱える人々の一部が、手帳取得によってより働きやすい障害者

雇用枠での就労に切り替えたとすれば、3 級精神障害の雇用者の集団属性に、賃金上昇に寄与する変化が生じた可能性が考えられる。

D2-7. 精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準およびその就労率への影響

精神障害を伴う障害年金受給者の貧困リスク(高い生活保護併給率)に対応するために、仮に厚生年金 2 級・3 級の障害年金額を引き上げたとしても、たんなる障害年金額の引き上げでは、就労率低下を伴う可能性がある。

D2-8. 厚生年金被保険者の労働所得階級間移動性の変化

厚生年金被保険者の標準報酬の長期データから確認される男性における 1990 年代後半から 2000 年代にかけての格差拡大は、賃金構造基本統計調査を用いた先行研究と整合的である。また 1970 年代後半に労働所得の移動性は低下し、その後安定するが、2000 年代後半以降、男性で再びその移動性が低下しつつあることがうかがえる。

D2-9. 障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)の厚生年金保険料納付済期間の把握

年齢が高くなるにつれ、正規雇用から自営業あるいは非正規雇用への就業形態の転換または退職により、厚生年金保険の適用から

外れるがゆえ、障害厚生年金の受給確率は下がっていく可能性がある。とりわけ、脳血管疾患、中枢神経や脊柱の疾患など、重い障害等級(=障害等級 1 級)となる傷病は、年齢が高いほど発症率が高くなると同時に、厚生年金の適用から外れる確率も高くなるため、初診日の問題で、障害基礎年金しか受給できなくなるリスクは年齢と共に増大していく可能性がある。事実、2015 年度と比較して相対的に 2017 年度以降に障害厚生年金の受給確率が高くなったのは、2016 年 10 月以降の厚生年金の適用拡大により、非正規雇用として働く多くの高齢者が厚生年金の適用対象となったことと関係している可能性を指摘できる。この可能性をより厳密に検証することは、残された課題である。

D2-10. 国民年金保険料の免除・猶予・納付状況の把握

国民年金保険料の免除・猶予制度の適用基準を満たしながら手続きを行わない人や、基準を満たさないものの保険料を納付する経済的余力が無い人が相当数いることが示唆される。免除・猶予制度の周知徹底も重要であるが、自ら申請しなければ免除・猶予制度の適用を受けられない現行制度に限界がある可能性もある。また一部免除適用を受け、保険料を減額されながら未納となっている人が 40 万人以上いることを踏まえると、免除・猶予制度の適用基準の緩和も一考に値する。

さらに 20～22 歳の進学率上昇に伴い、学生納付特例の申請手続きを行わない学生未納者の存在が国民年金保険料納付率に大きな影響を及ぼす可能性がある。しかし、彼らに遅滞なく学生納付特例の手続きを行わせるには、手続き勧奨や事務手続きに係る負担も大きいことを勘案すると、学生特例納付制度の創設期と異なり、この年齢層に国民年金保険料の納付義務を課し続けることが妥当か議論の余地がある。

D2-11. 老齢年金の受給資格期間短縮に伴う保険料納付状況への影響

受給資格期間短縮という制度改正の効果が、トレンド項や年齢階級と、制度改正時点前後を表すダミー変数との交差項でとらえられることを前提としている。そのため、当該交差項に他の制度改正の効果が入り込んでいる可能性や、逆に他の制度改正の効果と相殺されていて統計的に有意となっていない可能性もある。また未納率低下のトレンドを統御するかどうか、あるいはどの指標あるいはどの基準カテゴリーを採用するかで、期間短縮の効果は異なって捉えられる。

D2-12. 免除・猶予制度の変更が国民年金保険料納付状況に与える影響

国民年金保険料の未納の割合の推移は、少なくとも短期的には、免除・猶予の適用状況と密接に大きく左右されている。免除・猶予の

適用は本人の申請に基づくので、免除・猶予の適用状況は制度の認知度にも左右されるが、一方で実質的な所得基準は変わっていないことから、第 1 号被保険者の所得水準の変化という外的な要因によっても影響を受ける。また、納付猶予制度の対象拡大の影響がそうであるように、制度の在り方そのものにも大きく左右される。

E. 結論

1年目研究テーマ(E1)

E1-1. 家計の金融資産・負債と所得分配

これまでの日本の所得分配の実証研究は、所得データを用いた分析が中心であった。しかし、家計の生活水準を捉えるためには、資産・負債データからみた分析も必要である。

E1-2. 老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性

部分繰下げ受給による防貧機能は万能薬ではないことから、依然として生活保護、年金生活者支援給付金等による所得保障機能は、就労する貧困リスク者の部分繰下げ・就労継続が進んだとしても重要である。

E1-3. 離死別女性の貧困と公的年金制度

公的年金の男女ギャップが縮小し、高齢の死別女性も現役世代の死別女性も遺族年金による貧困削減効果が1990年代から2000年代に強まったが、それ以上に家族扶養による貧

困削減効果が弱まった。結果として、高齢死別女性の貧困率は上昇することになり、高齢者における貧困率の男女ギャップは拡大することになった。高齢女性の死別割合は、1980年代から2000年代にかけて低下したが、2010年代では下げ止まっており、今後、高齢化が進み、少子化で扶養してくれる子も少なくなるため、死別後に単身化が進み貧困率がより高くなってしまうと予想される。公的年金を含めた社会保障給付の機能拡大がより求められるようになるだろう。

E1-4. 遺族年金の見直しの方向性

遺族年金には、遺族厚生年金における男女差の解消など、制度全般に係る論点が存在するが、次回年金改正に向けて、本研究で取り上げたような個別の論点についても検討を進める必要がある。

E1-5. 障害年金受給者の動向と実態について

知的・精神障害者が増えたことなどを背景として、現在の障害年金受給者構成や受給者像は、制度創設時あるいは1985年改正時とは異なる。こうした障害特性の分布変化に合わせた障害年金の見直しが必要と考えられる。例えば、障害年金と就労収入を調整する方法の再検討や障害年金の防貧機能強化などが挙げられる。後者の具体的方法として、厚生年金保険の更なる適用拡大や、厚生年金保険の被保険者資格喪失後も、一定期間内の初

診日であれば、障害厚生年金を支給するという延長保護の仕組みの導入が挙げられる。また、基礎年金拠出期間の45年化による障害基礎年金の年金額及び障害厚生年金3級の最低保障額の引上げも求められる。さらに障害年金受給者の生活保護併給を減らす方法としては、以上に加え、就労支援や厚生年金適用拡大を通じて、65歳以降に、障害基礎年金と老齢厚生年金を併給できる受給者を増やすことが考えられる。また、障害厚生年金3級受給者のなかで、老後に老齢基礎年金＋老齢厚生年金を選択できる受給者を増やすことも重要である。その他、老齢基礎年金と障害厚生年金の併給を認めることについても検討の余地がある。

E1-6. 遺族年金受給者の就業選択

遺族年金制度の見直しを行うにあたっては、女性の一般的な就労状況だけでなく、遺族年金受給者の就労状況を継続的に把握する事が不可欠である。そのためには、「遺族年金受給者実態調査」が今後も継続的に実施されるだけでなく、一貫した定義に基づいて遺族年金受給者の就労状況の中長期的な動向を把握できるようにすることが求められよう。

E1-7. 年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響

全国の在宅障害者を対象に測定した消費貧困率でみても、障害者単身世帯の経済厚生

は平均的には低い水準にとどまる。特に高齢の障害者世帯の消費貧困率が高いこと、そして、20～64歳の平均的な就労率や就労収入が低いことから、障害者世帯では、高齢期に取り崩していけるような資産を蓄積していくことが難しい状況にあると考えられる。公的年金や公的手当により、障害者世帯の家計が一定程度下支えされていることも示唆されているが、所得保障機能を十分担っているとは言い難い。

日本の障害者世帯の経済状況や、所得保障制度との関係については、データ制約から、まだ実証されていないことも多い。既存データを前提とした分析手法の改善を行うと同時に、今後の調査については、質問内容の吟味や欠測を減らす工夫などにより、収集するデータの質を高めることも求められるだろう。

E1-8. フランスにおける障害者所得保障制度

社会保険の仕組みをとる公的年金制度の枠内で障害者に対する所得保障を行っている日本は、保険原理を修正しつつ(すなわち扶助原理も取り入れつつ)、障害者への所得保障を実現しようとしている。ただ、社会保険の仕組みを採用していることの限界(保険料の未払いに起因する無年金障害者の存在等)への対応は難しい。また、日本の障害年金制度は、基本的に障害を医学モデルの観点から捉えていることから、社会保障による所得保障と就労との関係も曖昧なものとなっている。こうした課題にどのように対応すべきかに関して、「D.考

察」で示した通り、フランスの法制度から得られる示唆は多い。

2年目研究テーマ(E2)

E2-1. 現行の障害年金および遺族年金の課題とその改革の方向性

障害厚生年金の被保険者要件については、保険原理を重視すれば、その見直しは簡単ではない。しかしながら、①障害年金の支給対象となる障害の中心が外部障害から内部障害・精神障害に移行した結果、発病日と初診日が大きくずれる可能性が高まっていること、②制度間格差が存在するために、初診日が僅かに厚生年金保険の被保険者期間を外れているだけで、障害年金の受給に大きな格差や不利益が生じていること、③社会保険が私保険とは異なる原理も有する制度であることなどから、スウェーデンやフランスのような延長保護の仕組みを取り入れることが望ましいと考えられる。

遺族年金については、本研究で取り上げることのできなかった論点も含めて、社会経済状況の変化に合わせた見直しが求められる。とりわけ、次回の年金改正に際しては、十分な移行措置・経過措置を設けることを前提として、遺族厚生年金の支給要件の男女差の解消と子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金の有期化(の範囲拡大)の2点が大きな検討課題になると思われる。

E2-2. 独仏瑞における障害者所得保障制度

現在の日本では、就労における困難性とは無関係に障害年金の支給が行われているが、その結果として、就労により所得を得ることができていないにもかかわらず、障害年金を受給できない者が発生している。障害年金制度が抱える課題は複数あり、それぞれが重要性を有しているが、とりわけ障害年金と就労との関係については、改めて再考する必要があるのではないかと。

E2-3. 就職氷河期世代の所得格差

就職氷河期世代は、現在 40 代に到達しており、公的年金の受給開始年齢に達するまであと 20 年程度となっている。特に男性においては、前の世代より労働所得が低く、その格差も大きい。ただし、氷河期世代は、家族の収入により可処分所得は他の世代と平均的には遜色ない水準となっているため、この世代の貧困や低所得の問題は見えにくくなっている。この世代の男性の労働所得の低さは、将来の低い年金水準につながり、労働所得の格差が大きいことで、年金額の格差も大きくなると考えられる。また、この世代の男性は、30 代での無業割合が高かったことから、厚生年金保険料を十分に納付できておらず、国民年金保険料の未納も多くなっているため、低年金者の増加が懸念される。その上この世代は、団塊ジュニア世代と重なっており、人口規模がその前後の世

代より大きいと、低年金問題はより深刻となるだろう。

E2-4. 高齢者の所得格差の要因分解

本研究では、『所得再分配調査』の個票データを用いて、高齢者の所得構成や所得格差の要因分析を行った。高齢者の所得構成では子世代との同居世帯の減少による、65 歳未満の勤労所得割合の低下が大きな変化と考えられる。そうしたなかで公的年金・恩給の役割が増しており、高齢者の所得構成の大部分を占めるようになってきている。ただ所得格差については依然として勤労所得の影響が大きく、今後は高齢者自身の就労所得の影響がさらに強まる可能性も考えられる。

E2-5. 中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響

今回の分析結果から指摘し得る点は、以下の 2 点である。第一に、中高齢寡婦加算が受給者の就労に大きな負の影響を与えている可能性は低い。したがって、中高齢寡婦加算について見直しの議論が行われるのであれば、未婚者との公平性等、就労促進以外の論点がより重要になるであろう。

第二に、遺族年金が受給者の経済厚生に与えている影響について、今回は経済状況を表す変数がすべて階級値となっていたため、十分に検証できたとは言い難く、さらなる研究が必要である。中高齢寡婦加算を

受給している世帯は、被保護率も相対的に低くなっているものの、四方・渡辺(2023)によれば、現役の死別女性は未婚女性と比べても貧困率は高い。したがって、遺族年金改革の議論は、遺族年金が受給者の経済厚生に与える因果的効果を把握し、その防貧機能を確認したうえで行われることが重要である。

E2-6. 精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化

身体障害雇用者と比較して、精神障害雇用者の賃金分布は低く、知的障害者の賃金分布に近い。したがって、精神障害雇用者の賃金上昇はあっても、障害程度が相対的に軽い精神障害者への年金給付水準の低さ(たとえば障害厚生年金3級の給付水準)を埋め合わせるには不十分であった可能性が高い。実際に、地域別最低賃金との相関が高いことは、その賃金水準自体の低さを示すものと考えられる。精神障害雇用者の賃金上昇が精神障害雇用者全体の貧困リスク緩和にどれほど寄与したかを把握することは、今後に残された課題である。

E2-7. 精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準およびその就労率への影響

精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は高いが、仮に所得保障水準を

何らかの方法で引き上げるのであれば、就労率低下とならないよう雇用政策との連携が必須となる。

E2-8. 厚生年金被保険者の労働所得階級間移動性の変化

2000年代以降、厚生年金被保険者男性の労働所得(標準報酬)の格差拡大が生じているが、同期間、労働所得間の移動性は上昇せず、2000年代後半以降、移動性はむしろ低下している。したがって、各年別にみた厚生年金被保険者男性の労働所得の格差拡大は、長期的な労働所得階級間の移動性変化では相殺されずに、実質的にさらに拡大している。

E2-9. 障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)の厚生年金保険料納付済期間の把握

厚生年金保険料の納付記録を一定期間以上有するにも関わらず障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)となるケースを減らすには、厚生年金保険のさらなる適用拡大が有効な政策的対応である。

また「匿名年金情報」では、初診日、厚生年金保険の被保険者資格取得日や資格喪失日を確認することができないため、障害厚生年金の被保険者要件(初診日要件)を見直すことの是非を直接は判断できない。しかし、過去に厚生年金保険料を納付していても、障害厚生年金の受給に結びつかないケースが少なくない

との推計結果に基づけば、被保険者要件(初診日要件)について、それを柔軟化する方向で見直しを検討する余地はある。

E2-10. 国民年金保険料の免除・猶予・納付状況の把握

第1号被保険者の保険料負担能力の乏しさが改めて示されたことから、免除・猶予制度の基準緩和や申請主義の見直し、20～22歳への保険料賦課の在り方の見直しなどが必要と考えられる。

E2-11. 老齢年金の受給資格期間短縮に伴う保険料納付状況への影響

受給資格期間短縮が一部の属性集団において、1号期間滞納率や今後の保険料納付意欲を低下させ、月ごとの未納率の低下傾向をやや緩和させたとすれば、保険料免除制度や保険料納付猶予制度の周知あるいは申請に頼らない積極的な制度適用、そして雇用者への被用者保険のさらなる適用拡大は有効な政策的対応となりうる。

E2-12. 免除・猶予制度の変更が国民年金保険料納付状況に与える影響

国民年金保険料の未納の解消は公的年金制度における主要な政策目標となっているが、その評価に当たっては、外的要因や制度変更が保険料未納の動向に大きな影響を与えていることに留意することが求められる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

(書籍)

- ・ 四方理人「日中韓における家族形態と貧困」五石敬路・ノ・デミョン・王春光『日中韓の貧困政策:理論・歴史・制度分析』明石書店(東京)、119-143頁、2021年。
- ・ 四方理人「日本における高齢者の貧困と所得保障政策」五石敬路・ノ・デミョン・王春光『日中韓の貧困政策:理論・歴史・制度分析』明石書店(東京)、240-257頁、2021年。
- ・ 福島豪・永野仁美「障害と社会保障法」菊池馨実・川島聡・中川純『障害法(第2版)』成文堂(東京)、195-219頁、2021年。

(雑誌)

- ・ 大津唯「遺族年金受給者の就業状況に関する分析」『社会政策』第15巻第2号、21-32頁、2023年。
- ・ 四方理人「賃金の軌道からみたライフコースでの賃金格差：年金保険料の記録データによる分析」『週刊社会保障』第3171号、48-53頁、2022年。
- ・ 四方理人「就職氷河期世代の所得格差」『週刊社会保障』第3234号、42-47頁、

- 2023 年。
- ・ 四方理人「公的年金支給開始年齢の引き上げと高齢者の貧困」『個人金融』、2023 年(予定)。
 - ・ 四方理人・渡辺久里子「配偶関係別にみた高齢女性の貧困と公的年金制度」『社会政策』第 15 巻第 2 号、8-20 頁、2023 年。
 - ・ 田中聡一郎「日本の資産分配：OECD の国際比較から」『共済新報』第 63 巻 11 号、10-17 頁、2022 年。
 - ・ 田中聡一郎「高齢者の所得格差の要因分解」『週刊社会保障』第 3232 号、48-53 頁、2023 年。
 - ・ 永野仁美「目的から考える障害年金の要保障事由」『障害法』6 号、29-41 頁、2022 年。
 - ・ 藤井麻由・渡辺久里子「年金等が障害者の就労・家計に及ぼす影響」『社会政策』第 15 巻第 2 号、33-44 頁、2023 年。
 - ・ 百瀬優「寡婦年金・遺族基礎年金に関する論点と今後の見直しの方向性」『週刊社会保障』No.3163、44-49 頁、2022 年。
 - ・ 百瀬優「遺族年金の性格と現行制度の課題」『年金と経済』41 巻 3 号、3-9 頁、2022 年。
 - ・ 山田篤裕「老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性」『社会保障研究』第 7 巻 1 号(2022 年刊行予定)
 - ・ 山田篤裕・荒木宏子、「精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化:Blinder-Oaxaca 分解に基づく検証」『医療経済研究』34 巻 2 号、68-86 頁、2023 年。
 - ・ 四方理人「年金受給開始年齢の引き上げと高齢女性の就労」『生活協同組合研究』556 号、40-45 頁、2022 年。
 - ・ 永野仁美「目的から考える障害年金の要保障事由」『障害法』第 6 号(2022 年刊行予定)
- 2.学会発表
- ・ 大津唯「遺族年金受給者の就業状況に関する分析」社会政策学会第 144 回 2022 年春季(オンライン、令和 4 年 5 月 14 日)
 - ・ 四方理人 “Intragenerational earnings mobility in Japan” The 19th Annual Conference of the East Asian Social Policy Research Network (EASP), 16th September, 2023 in Sydney.
 - ・ 四方理人・渡辺久里子「離死別女性の貧困と公的年金制度」社会政策学会第 144 回 2022 年春季(オンライン、令和 4 年 5 月 14 日)
 - ・ 永野仁美「目的から考える障害年金の要保障事由」日本障害法学会第 6 回研究大会(令和 3 年 11 月オンライン開催)。
 - ・ 藤井麻由・渡辺久里子「年金等が障害者の就労・家計に及ぼす影響」社会政策学会第 144 回 2022 年春季(オンライン、令和 4 年 5 月 14 日)

- ・ 藤井麻由・渡辺久里子「中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響」日本経済政策会第 80 回全国大会(於: 中央大学, 令和 5 年 5 月 21 日)。
- ・ 藤井麻由・渡辺久里子 “How does survivors pension affect women's labor supply and standard of living?” The 19th Annual Conference of the East Asian Social Policy Research Network (EASP), 16th September 2023 in Sydney.

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし